

2020
4.15
臨時号

まいばら

4月9日時点の情報です。
最新の情報は、
市公式ウェブ
サイトでご確
認ください。



新型コロナウイルス感染症対策特集



市民のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染拡大し、東京オリンピックパラリンピックの開催が延期される事態となりました。日本国内においても、都市部を中心に感染者数が増加しており、日を迫うごとにその数は拡大傾向にあります。政府は4月7日に7都府県へ「緊急事態宣言」を発令し、これを受けて市においても「米原市新型コロナウイルス感染症対策本部」を法定の対策本部に移行しました。

市では市民のみなさんの安全を最優先とし、日常生活への影響を最小限に食い止めるため、私たちのまちの強みである「地域力」の発揮により、地域のみなさんのご理解とご協力を得て各種の対応に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルスは、依然として終息の見通しが立たない状況ですが、市では、滋賀県や関係機関と連携し、市民生活の維持と市民のみなさんの不安払拭に取り組んでまいります。

米原市民一丸となってこの難局を乗り越えていくために、私もその先頭に立って必要な対策を講じてまいりますので、市民のみなさんには、各ご家庭での手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を継続され、ご心配や不安があればどうぞご相談いただき、落ち着いて行動いただきますようお願いいたします。

米原市長 平尾 道雄

新型コロナウイルス感染症の症状

発熱や喉の痛み、長引く咳や、強いだるさ（びんたいかん 倦怠感）があります。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は、重症化しやすい可能性が考えられます。

どのようにして感染するのでしょうか

ひまつかんせん 飛沫感染と せつしよくかんせん 接触感染により感染します。

空気感染は起きていないと考えられますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話などには注意が必要です。

飛沫感染



感染者の飛沫（くしゃみ、咳、唾など）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染



感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

一人一人が、今できること

感染症対策へのご協力をお願いします

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心掛けてください。せっけんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行いましょう。十分な睡眠をとっていただくことも重要です。

今、「ソーシャル・ディスタンス(社会的距離)」という言葉が注目されています。感染症の拡大を防ぐために、人との距離をとることを意味しています。近くにいる人との距離をとり、外出は必要最低限にとどめましょう。感染が拡大している地域はもとより、滋賀県内においても外出は控えていただきますようご協力をお願いします。

3つの「密」をさけましょう

①換気の悪い 密閉空間



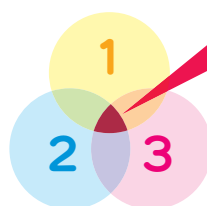
②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声する 密接場面



感染症の集団発生防止のため、3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。持病がある人や高齢者は、より一層注意してください。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で
使う物品**には消毒などを
行ってください。

手洗いは正しく小まめに行いましょう

外出先からの帰宅時、調理の前後や食事前などに、小まめにせっけんで手を洗いましょう。
爪は短く切り、時計や指輪は外して手洗いをしましょう。



①せっけんをつけ、手のひらをよくこする



②手の甲をのばすようにこする



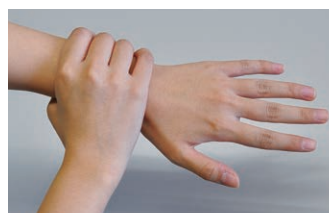
③指先・爪の間を念入りにこする



④指の間を洗う



⑤親指と手のひらをねじり洗う



⑥手首も忘れずに洗う

せっけんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭きとって乾かす

イベントなどの中止・延期・再開実施については、市公式ウェブサイトで随時更新しています
開催状況など詳しくは、各主催者へお問い合わせください

咳エチケットを守りましょう

感染症を他の人にうつさないために、咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖・肘の内側などを使って口や鼻を押さえましょう。



- ①マスクを着用する（口・鼻を覆う）
- ②ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
- ③袖で口・鼻を覆う



健康管理を行いましょう

小まめに家族全員の体温を測るなどして、健康管理を行いましょう。

大人は、子どもより行動範囲が広く、感染するリスクが高くなります。子どもたちが健康で元気に日常生活を送るためにもご家族をはじめとする大人の健康管理に対する認識や行動が重要です。



発熱が続くなど体調面での不安や心配ごとがある時はためらわずに、相談窓口までご連絡ください。

健康への心配ごと相談窓口

感染した恐れがある方向けの窓口（帰国者・接触者相談センター）

■滋賀県（薬務感染症対策課）

☎080-2470-8042

平日・土日祝日 24時間対応

■長浜保健所

☎080-2525-6322

平日8時30分～17時15分

相談する目安

- 37.5度以上の発熱が4日（高齢者と基礎疾患がある人は2日）以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 風邪の症状*が4日（高齢者は2日）以上ある。*咳、くしゃみ、鼻水、喉の痛み、関節痛、だるさ、息苦しさなど

症状に不安がある方向けの窓口（一般相談）

■滋賀県（薬務感染症対策課）

☎077-528-3637

平日・土日祝日 8時30分～17時15分

■長浜保健所

☎0749-65-6660

平日8時30分～17時15分

健康全般に関することは 市 健康づくり課（山東庁舎） ☎55-8105

受診の際は、マスクを着用し、公共交通機関の利用をさけてください

休業・失業・売り上げ減少への不安などの相談窓口

休業や失業で生活資金にお悩みの方（世帯）

	制度	対象者	内容	申請手続き	問合せ
(一時的な資金の緊急貸付) (生活福祉資金貸付制度)	休業中の方向け (緊急小口資金)	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	貸付上限額▶10万円以内(学校等の休業等の特例20万円以内)、据置期間▶1年以内、償還期限▶2年以内、貸付利子▶無利子、保証人▶不要	米原市社会福祉協議会 ☎ 54-3105	米原市社会福祉協議会 ☎ 54-3105
	失業中の方向け (総合支援資金)	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	貸付上限額▶2人以上世帯月20万円以内、単身世帯月15万円以内、貸付期間▶原則3月以内、据置期間▶1年以内、償還期限▶10年以内、貸付利子▶無利子、保証人▶不要	米原市社会福祉協議会 ☎ 54-3105	米原市社会福祉協議会 ☎ 54-3105
小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)		次の①または②の子どもの世話をすることが必要になった保護者で一定の要件を満たす方。①新型コロナウイルス感染症に関する対応で臨時休業等した小学校等※に通う子ども※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等②新型コロナウイルスに感染した等の子どもで、小学校等を休むことが必要な子ども	就業できなかった日について1日当たり4,100円(定額)を支給。	学校等休業助成金・支援金受付センター(郵送) 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台ビル2F	相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

資金繰り、設備投資、経営環境でお悩みの方（事業者）

	制度	対象者	内容	申請手続き	問合せ
資金繰り支援	信用保証 (セーフティネット保証・危機関連保証)	中小企業	借入債務の100%・80%を保証※対象業種等詳しくは、お問合せください。	認定▶市商工観光課(伊吹庁舎) ☎ 58-2227	滋賀県信用保証協会 ☎ 077-511-1300
	融資 (特別貸付制度・特別利子補給制度)	中小企業	特別貸付制度▶一律金利で融資後の3年間で0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。特別利子補給制度▶上記特別貸付制度により借入を行った中小企業者のうち一定の要件を満たす方に利子補給を実施。※詳しくはお問合せください。	日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505	日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505
雇用を支える手当	小学校休業等対応助成金	企業	小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休暇に伴う所得減少に対応。	学校等休業助成金・支援金受付センター(郵送) 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台ビル2F	相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
	雇用調整助成金	企業	労働者に対して一時的に休業等を行うことで、雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。	ハローワーク長浜(長浜公共職業安定所) ☎ 0749-62-2030	相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
	中小企業雇用継続支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整助成金の支給決定を受けた県内中小企業	支給決定額のうち、休業にかかる分を補助対象とし、国制度と合算して助成率が5分の4となるよう算出。(上限あり) ※申請受付開始時期は未定	滋賀県労働雇用政策課 ☎ 077-528-3751	滋賀県労働雇用政策課 ☎ 077-528-3751
イノベーション支援	生産性革命推進事業	中小企業	設備投資・販路開拓支援において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を優先的に支援。	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室 ☎ 03-6459-0866	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室 ☎ 03-6459-0866

売り上げ減少や経営環境でお悩みがある場合はご相談ください

米原市商工会 本所 ☎ 52-0632 米原市商工会 東部支所 ☎ 55-2688
市 商工観光課(伊吹庁舎) ☎ 58-2227